

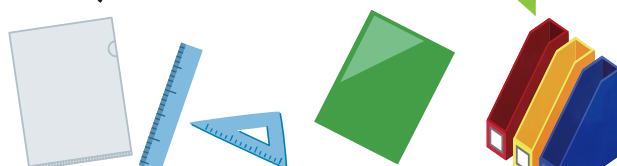
収集袋に入れてよいもの（対象になるもの）

収集の対象となる製品プラスチックは、次のすべての条件を満たすものです。

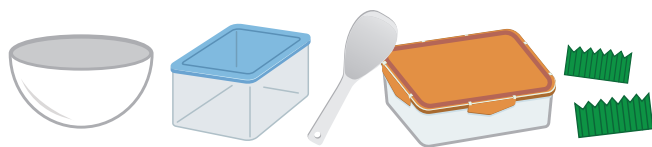
- プラスチックだけでできているもの（プラスチック素材100%）
- 一辺の長さが50cm未満のもの（50cm未満に切断等すれば出すことができます。）
- 素材の厚さが5mm未満のもの ※1
- 汚れが付着していないもの（汚れは拭き取るか軽くすすぐ。）



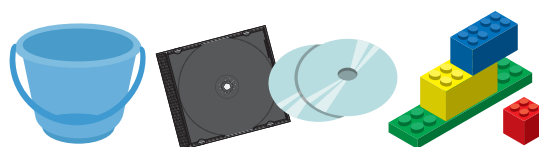
日用雑貨・・・ハンガー、歯ブラシ、ヘアブラシなど



文具・・・クリアファイル、定規、下敷きなど



台所用品・・・保存容器、弁当箱、しゃもじなど



その他・・・CD、CDケース、おもちゃなど

※1 軽い力でつぶれる、割れる、曲がる（たわむ）ものは厚さ5mm以上でも出すことができます。
（例：発泡スチール、お盆（トレイ）、プラスチック製の板など）

収集袋に入れてはいけないもの（対象にならないもの）



※2 プラスチック以外の素材を含むもの
（ゴムや金属などの複合製品）



ゴムやシリコン製のもの
（プラスチック以外）



5mm以上の厚みがあるもの
（まな板や擬木など）



PETボトル
（無色透明なもの）

発火や怪我などの危険性があり、特に注意が必要なもの



汚れが落ちないもの



充電式電池が内蔵されたもの



ライターや刃物など



在宅医療の注射器や点滴バック

※2 プラスチック以外の素材（金属、繊維、合成ゴムなど）との複合製品は出せません。分解、切断するなどしても取り外しきれずに混入する場合があるので出さないようにしてください。

対象とならない
複合製品の例

素材例（赤字がプラスチック以外の素材）	品目の例
プラスチック+インク	マーカー（蛍光ペン）、サインペン、ボールペンなど
プラスチック+金属	シャープペン、ホッチキス、洗濯バサミなど
プラスチック+繊維（布）	人形、眼鏡ケースなど
プラスチック+金属+リチウムイオン電池	スマートフォン、電卓、ゲーム機など

※事業所から排出された製品プラスチックは産業廃棄物のため対象となりません。事業者で適正に処理してください。

【お問い合わせ】

南箕輪村役場 住民環境課 生活環境係 TEL/0265-72-2106（課直通）

FAX/0265-73-9799（代表） Mail/seikatsu-c@vill.minamiminowa.lg.jp